兵庫県のディーゼル自動車等運行規制条例による排出ガス規制 <今お使いの車で、兵庫県の規制地域で運行、流入する車への運行規制>

兵庫県のディーゼル車等運行規制条例は、自動車NO×PM法の排出基準を満たさない規制対象ディーゼル車について、規制対象地域内の運行を規制しています。規制対象地域内の登録自動車だけでなく流入する車も運行できません。平成16年10月から運行規制が実施されていますが、初度登録から起算して、自動車NO×PM法の猶予期間プラス1年の猶予期間が設けられています。

兵庫県ディーゼル自動車等運行規制条例のまとめと対応方法

110 tr	排出ガス規制		10 44 1 4	VV -7 H000	規制への対応
対象車種	適合規制の区分	識別記号	規制内容	猶予期間	方法
今お使いの	昭和 58 年規制 以前	K-,N-,P- 等	KC-車までの車で 初度登録から右 欄の猶予期間を 経過した車は、兵 庫県内の規制地 域内を運行できま	車両総重量 8t 以上の普通トラックの猶予期間は初度登録から10年	猶予期間を超えるは、原則といっただく必要があった。 で買換必要があります。
車両総重量8トシ 以上の普通トラッ	平成元年規制	U-			
ク (特種自動車も対	平成2年規制	W-		ただし、緩和措置があります ので、お客さまの車について	
象ですが、クレーン車、クレーン用台	平成6年規制	KC-	せん。	は、下記猶予期間	買換え支援制 度があります。
車・レッカー車・高	平成 10 年規制	KK-			
所作業車など主と	平成 11 年規制	KL-			
して作業に使用す	平成 15 年規制	KR- 他	NOx·PM 法の排出基準に適合していますので、運行規制は受けま		
るものは適用除外	平成 16 年規制	KS- 他	せん。		
車両とされていま す)	平成 17 年規制	PDG- 他			

## 猶予期間

対象車種	初度登録年月日	使用可能最終日		
	平成元年 9 月 30 日まで	平成 16 年 9 月 30 日以降の検査証の有効期間満了日		
車両総重量 8ト	平成元年 10 月 1 日 ~ 平成 5 年 9 月 30 日	平成 17 年 9 月 30 日以降の検査証の有効期間満了日		
ン以上の普通	平成5年10月1日~平成8年9月30日	平成 18 年 9 月 30 日以降の検査証の有効期間満了日		
トラック	平成 8 年 10 月 1 日 ~ 平成 15 年 12 月 31 日	初度登録日から起算して 10 年間の末日に当たる日以 降の検査証の有効期間満了日		

## 規制地域

神戸市灘区、同東灘区、尼崎市、西宮市 (北部を除く)、芦屋市、伊丹市が対象。ただし、次の規制除外地域、規制除外路線があります。

<規制除外地域>

工業専用地域、臨港地区

<規制除外地域>

阪神高速道路 5 号湾岸線、ハーバーハイウェイ、中国自動車道及び国道 1 7 6 号 (伊丹市内の 1.4km にわたる中国自動車道との併走区間)等